

## 成年年齢が 18 歳に引き下がります



2022年4月1日に「民法の一部を改正する法律」によって成年年齢が20歳から18歳に引き下がります。2022年4月1日の時点で、18歳以上20歳未満の方（2002年4月2日生まれから2004年4月1日生まれまでの方）は、その日に成年に達することになります。2004年4月2日生まれ以降の方は、18歳の誕生日に成年に達することになります。民法が改正されることで成年・未成年の定義が一部変更され、在留資格や国籍取得など各種申請に係る年齢要件が変更になるため、注意が必要です。

### 何が変わるの？

- ◇未成年・未婚の実子として在留資格「定住者」へ在留資格を変更する場合の年齢制限が18歳未満になります。
- ◇帰化できる年齢は20以上となっていたところ、18歳以上となります。
- ◇日本人の父に認知されたこの国籍取得できる年齢は、18歳未満になります。
- ◇多重国籍の方は国籍選択が20歳未満(あるいは22歳に達するまで)から18歳未満(あるいは20歳に達するまで)になります。
- ◇親の同意を得ずに、様々な契約をすることができるようになります。例えば、携帯電話を購入する、一人暮らしのためのアパートを借りる、クレジットカードを作成する(支払能力の審査の結果、クレジットカードの作成ができないことがあります。)、ローンを組んで自動車を購入する(返済能力を超えるローン契約と認められる場合、契約できないこともあります。)、といったことができるようになります。
- ◇女性が結婚できる最低年齢は16歳から18歳に引き上げられ、結婚できるのは男女ともに18歳以上となります。

※ 成年年齢が18歳になっても、飲酒や喫煙、競馬などの公営競技に関する年齢制限は、これまでと変わらず20歳です。また、国民年金の加入義務も20歳以上のままです。

※ 今回の改正によって18歳で様々な契約を結ぶことが可能になり、その契約に対して責任を負うことになります。安易に契約を結ぶのではなく、内容を確認し、納得した上で契約を結びましょう。契約をする前に誰かに相談することも大切です。

#### 消費トラブルに巻き込まれた場合の相談窓口

- 消費者ホットライン「188」(日本語のみ)
- 法テラス(多言語情報提供サービス) 0570-078377 【平日】9:00-17:00